

大和市告示第68号

大和市保育所給食実施要綱及び大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市保育所給食実施要綱及び大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市保育所給食実施要綱の一部改正)

第1条 大和市保育所給食実施要綱（令和元年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。